

令和6年(2024年)12月3日
区民委員会資料
区民部戸籍住民課

戸籍振り仮名法制化の対応について

1 戸籍振り仮名法制化に係る関係法令の改正

戸籍法の改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)等の一部を改正する法律」案が、令和5年6月2日可決成立し、同月9日に公布された。

<主な区民への影響>

- (1) 戸籍の記録事項に「氏及び名の振り仮名」を追加する(令和7年5月26日施行予定)。
- (2) 住民票等の記録事項に「氏名の振り仮名」を追加する(令和7年5月26日施行予定)。
- (3) マイナンバーカードの記録事項等に「氏名の振り仮名及びローマ字」を追加する(3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行)。

2 戸籍に記録する氏及び名の振り仮名

戸籍に記録する振り仮名は、「カタカナ」により、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られる。ただし、既に戸籍に記録されているものが一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、これを尊重し、氏名の振り仮名に代えて当該一般の読み方以外の読み方を示す文字を届け出ることができるとし、国が示す予定の審査基準を基に氏名の振り仮名とみなす扱いとする。

3 戸籍に記録されている者に係る「氏及び名の振り仮名」の戸籍への記録

令和7年5月26日以降、中野区を本籍地としている者(以下、「区本籍人」という。)に対して、以下のとおり氏及び名の振り仮名の戸籍への記録を行う。

- (1) 区本籍人口数 320,295人(令和6年9月30日時点)
- (2) 戸籍に記録される予定の氏名の振り仮名(以下、「仮の振り仮名」という。)の登録
住民票において市区町村が事務処理のために便宜上保有する振り仮名情報を住民基本台帳ネットワークを通じて収集し、仮の振り仮名としてあらかじめ戸籍情報システムに登録する。
- (3) 区本籍人に対する仮の振り仮名の通知

仮の振り仮名を区本籍人が認識する機会の確保のために、令和7年5月26日からおおむね3か月以内に、区本籍人に対し仮の振り仮名を通知する。

(4) 氏及び名の振り仮名の届出による戸籍への記録

ア 区本籍人は、上記(3)により通知された仮の振り仮名と、現に使用している氏及び名の読み方が異なる場合、令和8年5月25日までに区又は他の市区町村への出頭、又は、区への郵送により、現に使用している氏及び名の読み方を戸籍の氏及び名の振り仮名として届け出る。

イ 届け出された戸籍の氏及び名の振り仮名は、審査したうえで戸籍に記録し、区本籍人の請求に応じて振り仮名を記録した戸籍証明書を交付する。

ウ 届け出の手段として、マイナポータルを利用する方法についても国において検討がされている。

(5) 振り仮名の市区町村記録による対応

ア 令和8年5月25日までに振り仮名の届出がされなかった戸籍に対し、仮の振り仮名を振り仮名として戸籍及び住民票等に記録する。

イ 戸籍に振り仮名を市区町村記録した者で、その振り仮名と、現に使用している氏及び名の読み方が異なる者は、一度に限り、家庭裁判所の許可なく戸籍の振り仮名を現に使用している読み方に変更する旨の届出をすることができる。

4 実施体制の検討状況

(1) 受理、記録等

届書受付、審査、入力 of 戸籍事務並びに問合せ電話対応等については、区職員を配置して行う。各地域事務所窓口においても届書の受付を行う。

(2) 通知印刷及び発送業務

区本籍人に対する仮の振り仮名の通知は、民間事業者に委託することで行う。

(3) 国庫補助金の見込み

法務省より、戸籍振り仮名法制化に係る経費(システム改修を除く)の内、上記(2)の経費のみが国庫補助(10/10)の対象として現時点では示されている。

5 今後の予定

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 令和6年度中 | 戸籍情報システム及び関連システムの改修 |
| 令和6年11月～12月 | 仮の振り仮名の登録及び戸籍情報システムへの送信 |
| 令和7年5月26日 | 戸籍法改正施行、戸籍振り仮名の届出の受付、戸籍及び住民票への記録開始 |
| 令和7年5月～8月 | 仮の振り仮名の通知発送 |
| 令和8年5月26日以降 | 振り仮名の市区町村記録 |
| 令和8年度中 | マイナンバーカードに振り仮名及びローマ字の記載開始 |

※法の施行日の一部が確定していないため、変更を要する可能性がある。